

所得税法能力検定試験  
法人税法能力検定試験  
消費税法能力検定試験

## 平成30年度 税制改正点の要旨

公益社団法人 全国経理教育協会

※ 平成30年度の所得税法能力検定試験、法人税法能力検定試験、消費税法能力検定試験の税制改正点をまとめました。

学習指導上で参考にしていただきたくお願い申し上げます。

(級別出題区分表は「試験規則」に掲載)

## ◎ 所得税法

### 1. 給与所得控除額の見直し（所法28③）

#### <改正の内容>

給与所得控除額について見直されることとされました。

なお、詳細については、「平成32年度（2020年度）の税制改正点の要旨」で解説します。

#### <適用関係>

上記改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

#### <出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

平成30年度の検定試験（第100回及び第101回）は、従来の規定に基づき出題します。

### 2. 公的年金等控除額の見直し（所法35④，措法41の15の3①）

#### <改正の内容>

公的年金等控除額について見直されることとされました。

なお、詳細については、「平成32年度（2020年度）の税制改正点の要旨」で解説します。

#### <適用関係>

上記改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

#### <出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

平成30年度の検定試験（第100回及び第101回）は、従来の規定に基づき出題します。

### 3. 基礎控除額の見直し（所法86①）

#### <改正の内容>

基礎控除額について見直されることとされました。

なお、詳細については、「平成32年度（2020年度）の税制改正点の要旨」で解説します。

#### <適用関係>

上記改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

#### <出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

平成30年度の検定試験（第100回及び第101回）は、従来の規定に基づき出題します。

### 4. 青色申告特別控除額の見直し（措法25の2）

#### <改正の内容>

青色申告特別控除額について見直されることとされました。

なお、詳細については、「平成32年度（2020年度）の税制改正点の要旨」で解説します。

#### <適用関係>

上記改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

#### <出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

平成30年度の検定試験（第100回及び第101回）は、従来の規定に基づき出題します。

## 5. 合計所得金額要件の見直し

### <改正の内容>

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が見直されることとされました。  
(所法2①三十三, 三十四)
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が見直されることとされました。(所法2①三十三の四)
- (3) 勤労学生の合計所得金額要件が見直されることとされました。(所法2①三十二)
- (4) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が見直されることとされました。  
(所法83の2)

なお、詳細については、「平成32年度(2020年度)の税制改正点の要旨」で解説します。

### <適用関係>

上記改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

### <出題における留意点>(※出題区分は3級です。)

平成30年度の検定試験(第100回及び第101回)は、従来の規定に基づき出題します。

## 6. 適用期限の延長

### <改正の内容>

次の各規定については、適用期限が2年間延長されることとされました。

- (1) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(措法28の2)
- (2) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の2)
- (3) 特定の居住用財産の交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法36の5)
- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法41の5)
- (5) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法41の5の2)

### <適用関係>

上記改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

### <出題における留意点>(※出題区分は、(1)の規定は3級、その他の規定は1級です。)

改正の内容について資料で与えることはありません。

1. 定義関係

<改正の内容>

次の各定義について改正されました。

(1) 同一生計配偶者（所法2①三十三）

同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するもの（青色事業専従者等という。）を除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

(2) 控除対象配偶者（所法2①三十三の2）

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。

(3) 源泉控除対象配偶者（所法2①三十三の4）

源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が85万円以下である者をいう。

<適用関係>

上記改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は(1)(2)の規定は3級、(3)の規定は2級です。）

改正の内容について資料で与えることはありません。

2. 障害者控除（所法79②）

<改正の内容>

居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合とされました。

<適用関係>

上記改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

改正の内容について資料で与えることはありません。

3. 配偶者控除

<改正の内容>

(1) 適用対象者（所法2①三十三の2）

合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

(2) 控除額（所法83①一～三）

居住者の合計所得金額・控除対象配偶者の区分に応じ、次の金額を控除することとされました。

居住者の合計所得金額	老人控除対象配偶者以外の 控 除 対 象 配 偶 者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	0円（適用なし）	0円（適用なし）

<適用関係>

上記改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

<出題における留意点> (※出題区分は3級です。)

(1) 3級検定試験は以下のケースで出題します。

区 分		控 除 額
ケース1	配偶者が青色事業専従者の場合	(適用なし) 0円
ケース2	配偶者の所得なし, 居住者の合計所得金額 900万円以下	38万円又は48万円

(2) 2級・1級検定試験(配偶者が青色事業専従者に該当しない場合)は、控除額の表が参考資料で与えられます。

4. 配偶者特別控除

<改正の内容>

(1) 適用される配偶者(所法83の2①)

合計所得金額が38万円超 123万円以下の配偶者について、適用されることとされました。

(2) 控除額(所法83の2①一～三)

居住者の合計所得金額・控除対象配偶者の区分に応じ、次の金額を控除することとされました。

居住者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額	居住者の 合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	0円 (適用なし)
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円(適用なし)			

<適用関係>

上記改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

<出題における留意点>

(1) 3級検定試験での出題はありません。

(2) 2級・1級検定試験(配偶者が青色事業専従者に該当しない場合)は、控除額の表が参考資料で与えられます。

## ◎ 法人税法

### 1. 適用期限の延長

#### <改正の内容>

次の各規定については、適用期限が2年間延長されることとされました。

- (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法67の5）
- (2) 交際費等の損金不算入（措法61の4）
- (3) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（措法66の13）

#### <適用関係>

上記改正は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は、(1)(2)の規定は3級、(3)の規定は1級です。）

改正の内容について資料で与えることはありません。

### 2. 法人税率（平成28年度の改正，法法66）

#### <改正の内容>

法人税率が以下のように引き下げられました。

- (1) 期末資本金等の額が1億円以下である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額のうち年 800万円以下の金額	15%
課税所得金額のうち年 800万円超の金額	23.2%

- (2) 期末資本金等の額が1億円超である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額	23.2%

#### <適用関係>

上記改正は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

<出題における留意点>（※出題区分は3級です。）

税率を資料で与えることはありません。

◎ 消費税法

検定試験の出題に係る改正は、特にありません。